

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十九号）の施行期日

は平成十八年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成十九年三月三十日とする
こと。